

明石市市民参画条例の運用状況の評価方法について

1 対象及び時期

前年度の市民参画手続及び政策提案手続(以下「手続」という。)の実施状況(事後評価)

市民参画手続の全ての手法について評価を行う。または、一部の手法について重点的に評価を行う。

2 視点

条例の規定に基づき適切に手続を実施しているかどうか。

手続を実施した結果、有効に市民参画が行われているかどうか。

3 指標

手続の実施状況を下記の項目などに基づき全体的に評価する。(平成 25 年度以降は経年比較を行う。)

例) 市民参画手続の実施件数や各手法の実施件数、意見公募手続における意見提出期間を 30 日以上とした件数の割合

市民参画手続

基本的事項	<ul style="list-style-type: none"> ・対象事項について必ず実施しているか。また、市民に与える影響が大きい政策等について、実施しているか。 ・複数の手法で実施しているか。 ・適切な時期に適切な手法を選択しているか。 ・市民に十分な情報提供を行っているか。(複数の公表方法、分かりやすい資料の公表など)
意見公募手続	<ul style="list-style-type: none"> ・対象事項について必ず実施しているか。 ・意見提出期間は、30 日以上となっているか。 ・提出意見の検討結果を公表しているか。
審議会等手続	<ul style="list-style-type: none"> ・市民の幅広い意見が反映できるような委員構成となっているか。 ・男女の数は、そのいずれもが委員総数の 3 割を下回っていないか。 ・委員数は、20 人以内となっているか。 ・公募市民は、委員総数の 2 割以上となっているか。 ・公募市民をどのように選考しているか。 ・委員名簿を公表しているか。 ・会議を公開しているか。 ・開催日の 2 週間前までに審議事項、日時などを公表しているか。 ・会議録を公表しているか。

意見交換会 手続	<ul style="list-style-type: none"> ・開催日の2週間前までに議題、日時等を公表しているか。 ・開催記録を公表しているか。
ワークショップ 手続	<ul style="list-style-type: none"> ・開催日の2週間前までに事案の内容、日時等を公表しているか。 ・開催記録を公表しているか。
公聴会手続	<ul style="list-style-type: none"> ・公述人としての意見の提出期間は、30日以上となっているか。 ・開催記録を公表しているか。
政策公募手 続	<ul style="list-style-type: none"> ・提案の提出期間は、30日以上となっているか。 ・提出された提案の検討結果を公表しているか。
その他の市 民参画手法	<ul style="list-style-type: none"> ・実施日の2週間前までに事案の内容、市民参画手法の名称・内容、日時等を公表しているか。 ・実施結果等を公表しているか。

政策提案手続

- ・提案の内容及び対象事項に該当するか否か又は政策等を行うか否かの検討結果を公表しているか。
- ・提案が対象事項に該当する場合に、提案代表者に公開の場で意見を述べる機会を与えているか。
- ・検討結果に不服があり再検討の求めがあった場合に、明石市市民参画推進会議に諮問しているか。

手続の実施による市民の参画状況（参加者数や意見数、傍聴者数、提案数など）を全体的に評価する。（平成25年度以降は経年比較を行う。）

4 審議及び意見書の作成

当推進会議で審議した内容をまとめて、意見書を作成し、市長に提出する。

意見書には、今後改善すべき事項や新たに取り組むべき事項などについての意見を盛り込む。